

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和3年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第92号ほか20件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月16、17日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

- 1 議案第 92号 笠間市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第 93号 ひたちなか市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第 94号 那珂市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第 95号 小美玉市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第 96号 茨城町との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第 97号 大洗町との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第 98号 城里町との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第 99号 東海村との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について

これらの案件は、県央地域の8市町村と連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を締結するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、連携中枢都市圏と定住自立圏の制度の概要について、協約締結の目的及び目指す将来像について、協約締結による本市のメリットについて、国からの財政支援の内容について、連携事業の内容等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「国からの財政支援を最大限に活用し、各市町村の特性を十分に考慮しながら、連携中枢都市圏ビジョンの推進に努められたい」、「構成市町村全体が一体となって発展できるような施策となるよう十分に留意されたい」等の意見が出されました。

この後、これらの案件を一括採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべき

ものと決定いたしました。

- 2 議案第100号 笠間市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第101号 ひたちなか市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第102号 那珂市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第103号 小美玉市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第104号 茨城町との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第105号 大洗町との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第106号 城里町との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第107号 東海村との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第108号 水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例

これらの案件は、連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結に伴い、定住自立圏形成協定を廃止するため、議会の議決を求め、また、条例の廃止を行うものであり、これまでの取組と成果等について、種々質疑応答を重ねた後、これらの案件を一括採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第110号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例

本案は、千波市民センターの移転改築に伴い、位置の変更を行うものであり、現地視察を行った後、駐車場の台数と混雑時の対応について、移転後の跡地の取扱いと地元住民への説明状況等について、種々質疑応答を重ねました。この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第109号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例、報告第74号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第6号））（ただし、別表中歳出を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決、承認すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第131号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただ

し、第1表中歳出中第3款及び第4款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く)についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第110号、議案第131号(ただし、第1表中歳出中第3款及び第4款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く)

以上、原案を認める。

報告第74号(ただし、別表中歳出を除く)

承認する。

上記のとおり報告する。

令和3年12月21日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

総務環境委員会

委員長 高 倉 富 士 男